

奈良県土地利用基本計画を令和六年四月一日に変更するので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更する土地利用基本計画図は、省略し、奈良県県土マネジメント部地域デザ
イン推進局県土利用政策課及び御所市役所に備え置いて一般の閲覧に供します。

令和六年三月十五日

奈良県知事 山下 真

変更する土地利用基本計画の要旨

御所市の一部の農業地域の縮小